情報

介護保険料は、 歳以上 護保険料 の見直

見直されます。 の給付費を見込み、保険料の基準額を算出し、所得段階区分と年額の見直しを行いました。 どのような介護サービスがどれくらい必要になるかを予測して3年ごとに 第5期介護保険事業計画では、 平成24年度から平成26年度の介護サービス

見直しの背景

見込みは、 平成22年10月時点で2万4、 も平成23年度の4、21 なり、増加(上昇)が予想されます。 7人 (25・1%) でした。 ■高齢化の進展 八口に占める65歳以上の割合)は、 また、要介護(支援) 人 (26 · 6 %)、 市の高齢者人口と高齢化率 769人となり増加が予 848人 (27·8%) と 本年度は2万6、 4年で約3%増 平成26年度は 3人から、 平成26年 認定者数 今後の 5 95 総

2万7、

想されます

(年額) 62,040円

過健高齢者介護課介護保険係 する上で大切な財源です。

3

体で支えてゆく制度です。

心して自立した生活を送れるよう になった人が住み慣れた地域で安

要介護者とその家族を社会全

経過措置をそれぞれ行っています による保険料の段階的対応としての

介護保険制度は、

介護が必要

とりの保険料は、介護保険を運営

総費用額の 21%

階は基準所得金額が200万円

90万円に変更になったこと

じた保険料の軽減措置を、

第 7 段

人の負担に配慮しました。また、第

第4段階に負担能力に応

ら12段階に細分化し、

所得が低

るため、

所得段階区分を8段階

定額(保険料率)で設定します。 れぞれ基準額に標準割合を乗じた 状況に応じて所得段階に分け、

より所得に見合った保険料にす

安曇野市に住む65歳以上の人数

必要な介護サービスの総費用額

65歳以上の人数で割った

65歳以上の人の保険料は、

市

見直し

2

12段階に改定保険料は8段階から

額が基準額として算定され、

そ

所得段階ごとの保険料(年額)(平成 24 ~ 26 年度)

保険料(年額) = 基準額 × 割合

	所得段階	対象者	保険料
	第 1 段階 基準額× 0.50	・生活保護の受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	31,020円
	第2段階 基準額× 0.50	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万 円以下の人	31,020円
	第3段階 (軽減措置) 基準額× 0.65	世帯全員が市民税非課税で、上記以外の人で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下の人	40,330 円
	第3段階 基準額× 0.75	世帯全員が市民税非課税で、上記以外の人で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合 計が 120 万円を超える人	46,530 円
	第4段階 (軽減措置) 基準額×0.90	世帯のどなたかに市民税が課税されていて、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額 と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	55,840 円
	第4段階 基準額	世帯のどなたかに市民税が課税されていて、本人は市民税非課税で、上記以外の人	62,040 円
	第5段階 基準額× 1.15	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が 125 万円未満の人	71,350 円
	第6段階 基準額×1.25	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満の人	77,550 円
	第7段階 (経過措置) 基準額×1.37	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が 190 万円以上 200 万円未満の人	85,000 円
	第8段階 基準額× 1.50	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人	93,060 円
	第9段階 基準額×1.60	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人	99,260 円
	第 10 段階 基準額× 1.75	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の人	108,570 円
	第 11 段階 基準額× 1.85	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満の人	114,770円
	第 12 段階 基準類 × 1 05	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が 600 万円以上の人	120,980 円

高齢者人口 認定者数 (人) 5000 30000 27.8% ——高齢化率 26.6% 25.1% 4800 25000 4600 20000 4400 15000 4200 10000 4000 5000 3800 3600 H24 H22 H23 H24 H25 H26 H22 H26

担割合が20%から21%に引き上げ

になりました。

担割合のうち、

65歳以上の人の負

する公費で賄われて

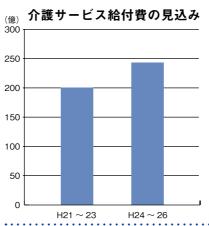
います。

残り

50%を国・県・市が負担

この度の改定で、被保険者の負

%を被保険者が負担する保険料



負担割合 号被保険者 国 25.0% (65歳以上 21.0% 2 号被保険者 (40~64歳) 29.0% 12.5%

■増加する介護サービス給付費 3年間で約21%増の見込み

約21%の増加が見込まれます 23年度までの3年間と比較す 2千万円となり、平成21年度から 付費の3年間の総額は約243億 26年度の介護サービスの利用見込 加予想をふまえ、 みを算定すると、介護サービス給 高齢者の人口や、 平成24年度から 要介護者の増

のとおり見直しを行いました。 上記の見直しの背景を受け、

次

65歳以上の人の

介護保険に係る費用のうち、 負担割合は21% 50

25 広報 あづみの 2012.6.20 2012.6.20 広報 あづみの 24